

VII ま と め

1 明治時代初頭の地割図からみた矢盛遺跡の近世遺構群

第71図は明治5年(1876年)頃に作成された「飯岡新田地割絵図 第二地割字才川」の図である。

明治4年の戸籍法制定および廃藩置県を経て、人民は戸主を中心に一戸をかまえ、また土地は官私の区分を行った上で、その所有権を認め、地券の公布をまって売買が許されるようになった。土地の官私区分については沽券状(永代証文・売買貸借証文・納税等で所有権が確認できる書類)により、その所有権が確認された。

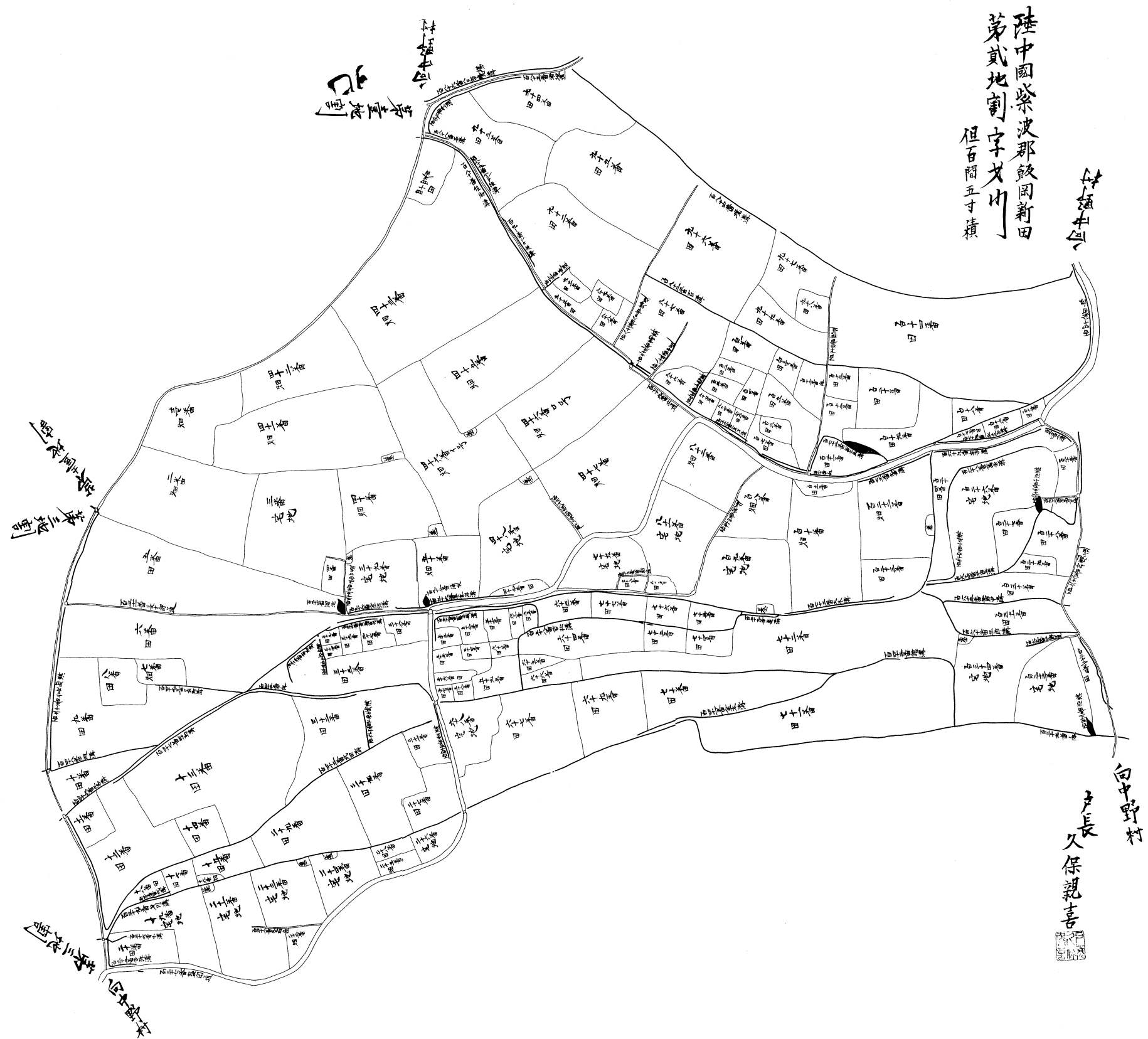
また平行して土地の実地調査が行われており、一郡毎に境界を定め、耕地(田・畑)と宅地(墓も)の面積を測り、地図・台帳が作成された。この実地調査によって作成された図面は「村書上絵図」、「地押絵図」、「地引絵図」と称され、境界の査定、土地紛争の解決の重要な証拠として大いに利用されたようである。そして「飯岡新田地割絵図」もそのうちの一つである。

「飯岡新田地割絵図」は名前の通り地割毎に絵図面が作成されており、第一地割から第十地割まで計10枚の絵図面からなる。作成された由来は上記の通りであるが、作成時期を考えると、江戸時代後期から明治時代(18世紀～19世紀ごろ)の村勢を知る上で貴重な資料である。ちなみに発掘調査の2010年段階、当地は盛南開発事業の進行により、当時の姿はみる影もないが、戦後、米軍によって撮影された上空写真には絵図に描かれている地割の面影が残っていた。したがって江戸時代の地割、宅地や耕地の別は昭和時代前半まで残存していたことが分かる。

第63図は「飯岡新田地割絵図 第二地割字才川」を写したものである。そこには15箇所において「宅地」の記載がある。これが15世帯(戸)が住んでいたことを意味するものかどうか定かではないものの、これらの場所に民家跡と思われる規模の建物が建てられていたことが考えられる。ちなみに矢盛遺跡第23・24次調査で検出した掘立柱建物跡群を中心とする近世遺構はこの地割図でみると、二十一番、二十三番に位置する(第64図)。そこには「宅地」とあるので、掘立柱建物群が「民家」であったことが伺える。またそれぞれの番地の北側片隅には「墓」という記載があり、これが今回検出した墓坑群(RD 192～240)の可能性が高い。さらにその北側には「百三十九番才川溝」と記載された溝が東西方向に描かれているが、これはRG 068が相当するのではないかと考える。RG 068は埋土に十和田aテフラとおぼしき灰白色火山灰が混入するので、帰属時期が古代まで遡る可能性もあるが、この地割絵図によればRG 068は近代頃まで存続していたものと思われる。また二十三番宅地の南側には「百三十八番〇〇道」と記載され、宅地内へとつながる小道が描かれている。これが推定であるが、RG 074ではないかと思われる。

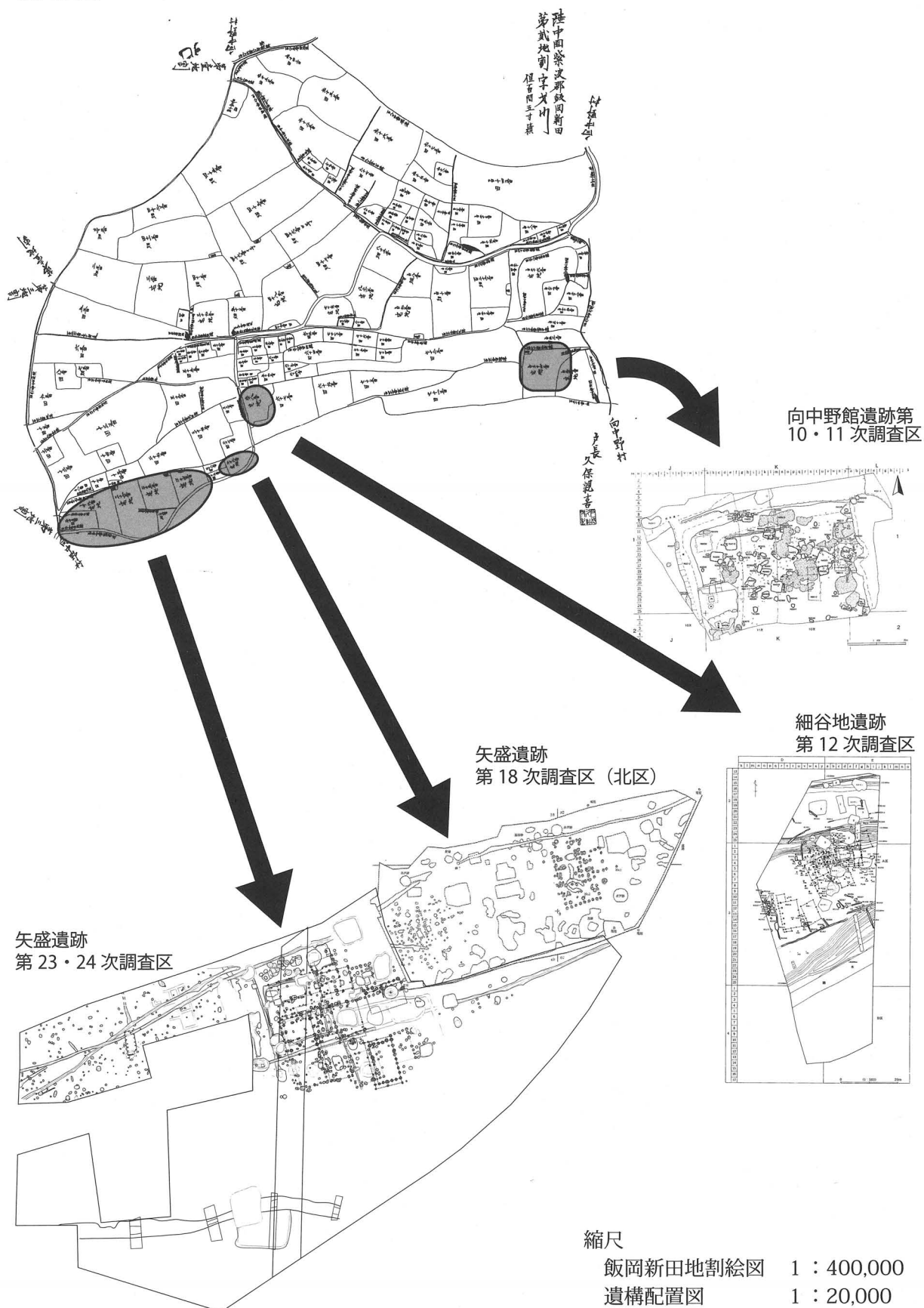
こうしてみていくと、本遺跡で検出した近世遺構は出土遺物からみて構築年代自体は江戸時代後期であるが、その後、この地割絵図に現れている通り、明治時代初頭までは確実に存続したことが伺える。なお宅地北側には田・畑が広がっている。南側が別の地割であることを考えても、矢盛遺跡第23・24次調査区から見つかった近世民家跡に住む人々は北側の田畑を所有していたことが推定される。ちなみにその田畑(十八番地・十七番地・十五番地・二十九番地)は矢盛遺跡第6次調査区が相当する。この第6次調査では数点の近世陶磁器が見つかったが、遺構は全く見つかっていない。これは田畑であったことを考えると当然である。

この地割図には他の調査区や別の遺跡から見つかった近世遺構群も描かれている。矢盛遺跡第18次調査北区は二十四番か二十六番宅地が相当し、見つかった墓坑群も記載されている。また細谷地遺



第63図 飯岡新田地割絵図第二地割才川

飯岡新田地割絵図第貳地割字才川
(第 65 図)



第64図 飯岡新田地割絵図との比較

跡第12次調査で見つかった18～19世紀の遺構群は六十八番地の宅地が相当する。この調査では墓坑群が集中し、墓域を形成していた。ただし、地割絵図にその記載が無い。

2 掘立柱建物跡群の変遷について

矢盛遺跡第23・24次調査では716個の柱穴状土坑を検出し、それらから15棟の掘立柱建物跡を推定した。いずれも近世の民家跡とそれらに伴われる倉庫（小屋）と思われる。建物の構築年代は出土遺物から17世紀後半～18世紀代に帰属するものと推定され、前述の通り、「飯岡新田地割絵図 第二地割才川」における記載から、明治時代初頭ごろまでは存続していたものと推定される。

推定できた掘立柱建物跡群は重複している。したがって、複数回におよぶ建て替えが考えられる。その際には母屋となる建物が位置を変えたり、あるいは軸方向を変えていったものと思われる。

残念ながら、全ての掘立柱建物跡で、柱穴同士の重複が認められた訳ではないので、各掘立柱建物跡の新旧関係を明確にすることはできなかった。そこで掘立柱建物跡のなかで、重複していない建物同士をグループ化し、また別のグループ掘立柱建物跡の柱穴の重複関係から、新旧関係を推定することができた。そして掘立柱建物跡群は5つのグループに分けることができ、従って建物の変遷は5時期に渡る可能性が高い。

以下、それらの変遷について、みていく。

〈第1期〉

R B 048・049・050・051・052の5棟が該当する（第9図青で示した掘立柱建物跡、第65図左上）。

掘立柱建物跡の規模では、R B 048が最も大きく、東西両側には庇が付く。R B 049～051はそれよりも小さい。またR B 049は東西方向に2面庇が付く。R B 052は桁行きは他に比べ長くなるが、柱穴自体を観察すると、他の建物より径が小さくやや貧弱である。

R B 048～051の桁行きの軸方向はほぼ一致し、北西－南東に向いている。一方、R B 052一棟だけはそれより約90度直交しており、他とは異なっている。ただし厳密に言うと、R B 049はR B 048などよりやや西に傾いており、他とはやや方向にずれがある。

以上の建物の規模や庇を有する特徴から、R B 048は主屋、R B 049は離れ（？）と考えることができる。それ以外の掘立柱建物跡は納屋・蔵ではないかと推察する。

これらの掘立柱建物跡群に伴われる他の遺構についてみていくと、井戸は掘立柱建物跡群と重複していないので、いずれの井戸も該当する可能性がある。ただし、R I 067は壁が石組で構築されており、この時期のものより新しい井戸であろうと推察されるので、この時期に伴われる井戸があるとしてもその他の井戸であろうと思われる。他に土坑では掘立柱建物跡に隣接し、かつ重複関係がみられないR D 218・231などがこの時期に該当するのではないだろうか。

〈第2期〉

R B 053・054・055・056・057の5棟が該当する（第9図赤で示した掘立柱建物跡、第65図右上）。

掘立柱建物跡の規模では、R B 053が最も大きい。第1時期で「母屋」と推定したR B 049よりさらに大きく、また使われる柱も多い。R B 054～057はそれよりも小さい。ただし、R B 054には3面に庇が付く。R B 054は柱穴の径も大きく、比較的しっかりした造りの建物である。またR B 055にも庇が付いていた可能性も考えられるが、建物の南側半分が攪乱によって壊されており、全容は定かではない。

桁行きの軸方向をみると、R B 054を除いた全ての掘立柱建物跡が第1期の主立った掘立柱建